第３章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　こどもまんなか社会の実現に向けて

こども大綱が実現を目指す「こどもまんなか社会」とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を指します。

【こどもまんなか社会】
全てのこども・若者が，日本国憲法，こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り，生涯にわたる人格形成の基礎を築き，自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ，心身の状況，置かれている環境等にかかわらず，**ひとしくその権利の擁護が図られ，身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

２　基本理念

本計画の基本理念は，こども大綱及び市町村こども計画の策定根拠であり，さまざまなこども施策の基本理念を定める「こども基本法」の目的に基づき，次のとおりとします。

○基本理念

全てのこども・若者の
　将来にわたる幸福の基礎を築くまち　かしま

上位計画である総合計画や地域福祉計画が示す将来像のもと，保健・医療・福祉分野及び子育て支援・教育等の各分野において，各種サービスの充実や連携強化に取り組みます。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け，全てのこども・若者が誰一人取り残されることなく，地域全体でこども・若者を支援し，未来に希望をもって健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

３　計画の基本目標

本計画ではこども大綱を踏まえた３つの基本目標を設定し，こども・若者，子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本目標１　こども・子育て支援の総合的な推進

こども・若者の権利を保障し利益を実現するため，こども・若者が権利の主体であることを広く周知するとともに，こども・若者の成長の過程及び子育て当事者一人ひとりの状況に応じた，切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

こどもの可能性を広げるさまざまな学びや体験活動の提供と，こども・若者が安心・安全に過ごせるまちづくり，居場所づくりを推進します。

疾病，障がいや貧困などの事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して，経済的支援や教育的支援を行います。

家庭内にどのような背景があってもこどもへの虐待につながらないよう，子育てに困難を抱える世帯に対し包括的な支援体制を強化するとともに，関係機関の情報共有・連携によりヤングケアラーを早期発見・把握し，必要な支援につなげるよう努めます。

こども・若者の自殺対策を推進するとともに，こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう，メディアリテラシーの習得支援などを行うほか，性犯罪・性暴力や非行の防止，防犯・交通安全対策，事故防止対策等に取り組みます。

施策の方向性	
1	こども・若者が権利の主体であるという認識の共有
2	相談支援体制及び情報提供の充実
3	多様な遊びや体験，居場所や活躍できる機会づくり
4	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
5	障がい児・医療的ケア児等への支援
6	こども・若者の貧困解消対策の推進
7	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
8	こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取り組み

基本目標２　ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

こどもの誕生前から幼児期までにおいては，親になる準備期間の支援をはじめ，乳幼児健康診査の充実や産後ケアの提供体制の確保，特定妊婦の支援など，幼児期までの育ちを切れ目なく保証するための取り組みを進めるとともに，幼稚園，保育所，認定こども園や地域子育て支援サービスなどの身近な場において，こどもが健やかに過ごせる教育・保育環境の充実を推進します。

学童期・思春期においては，放課後児童クラブなどの安定的な運営に努めるほか，こども・若者が社会の中で自立し，主体的に判断し責任を持って行動する力を育むための教育を進めるとともに，安心して学ぶことができる環境づくりを行います。

青年期の若者に対しては，雇用の創出や若者の就業を促進するとともに，結婚の希望を叶える取り組みを行います。

施策の方向性	
1	妊娠前から妊娠期，出産，幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
2	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
3	学童期・思春期のこども・若者の支援
4	青年期の若者の支援

基本目標３　安心して子育てができる支援の推進

全ての子育て当事者が安心して子育てができるよう，幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担の軽減とあわせて，地域の中で子育て家庭が支えられるよう，さまざまな子育て支援事業を提供します。

子育てと仕事を両立しやすくし，共働き・共育てを推進するため，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や男性の家事・子育てへの参画の意識啓発を行います。

施策の方向性	
1	妊娠から出産，子育てや教育に関する経済的負担の軽減
2	地域子育て支援，家庭教育支援
3	ひとり親家庭への支援
4	共働き・共育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

４　計画の体系

－基本理念－

全てのこども・若者の
将来にわたる幸福の基礎を築くまち　かしま

基本目標１　こども・子育て支援の総合的な推進

1　こども・若者が権利の主体であるという認識の共有
2　相談支援体制及び情報提供の充実
3　多様な遊びや体験，居場所や活躍できる機会づくり
4　こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
5　障がい児・医療的ケア児等への支援
6　こども・若者の貧困解消対策の推進
7　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
8　こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取り組み

基本目標２　ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

1　妊娠前から妊娠期，出産，幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
2　こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
3　学童期・思春期のこども・若者の支援
4　青年期の若者の支援

基本目標３　安心して子育てができる支援の推進

1　妊娠から出産，子育てや教育に関する経済的負担の軽減
2　地域子育て支援，家庭教育支援
3　ひとり親家庭への支援
4　共働き・共育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進